（新産業創出等研究開発基本計画における福島国際研究教育機構の位置付け）

第九十一条　新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定めるものとする。

第八章　福島国際研究教育機構

第一節　総則

第一款　通則

（機構の目的）

第九十二条　福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とする。

（法人格）

第九十三条　機構は、法人とする。

（事務所）

第九十四条　機構は、主たる事務所を福島県に置く。

（資本金）

第九十五条　機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体（以下「政府等」という。）が出資する額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府等は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4　政府等は、第一項又は前項の規定により機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は機械設備（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第九十六条　機構でない者は、福島国際研究教育機構という名称を用いてはならない。

第二款　設立

（理事長及び監事となるべき者）

第九十七条　主務大臣は、機構の長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

3　第百二条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第九十八条　主務大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

（機構が承継する国の権利義務）

第九十九条　国が有する権利及び義務のうち、第百十条第一項各号に掲げる業務に係るものとして政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

第二節　役員及び職員

（役員）

第百条　機構に、役員として、理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第百一条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3　監事は、機構の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5　監事は、機構がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6　監事は、その職務を行うため必要があるときは、機構の子法人（機構がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

9　理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、理事長の職務を代理し又はその職務を行う者は、監事とする。

10　前項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任命）

第百二条　理事長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一　機構が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、機構が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2　監事は、主務大臣が任命する。

3　主務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5　理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

（役員の任期）

第百三条　理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む機構の第百十二条第一項に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。ただし、主務大臣は、より適切と認める者を任命するため特に必要があると認めるときは、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期を、任命の日から、当該初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、主務大臣は、第九十七条第一項の規定により理事長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認めるときは、同条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる理事長の任期を、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、補欠の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。